函館市役所労働組合連合会との交渉の概要

○交渉日時 平成28年1月27日(水)16:00~16:10

○交渉場所 市役所8階第2会議室

〇出 席 者 当局側 中林副市長,企業局長,病院局長,他 計 18 名

組合側 長谷川中央執行委員長,他 計8名

交渉項目 | 給与制度の見直しについて(第2回目)

(組合)

12月25日に提案を受けて、1月12日に交渉を行い、その後の事 務折衝の開催や、職場単位で議論もさせていただいた。その中で、課題 というわけではないが、いくつか確認をし、回答に向けて、改めて協議 させてもらいたいのでお願いしたい。

1点目は,前回の交渉でも聞いたが,給与の改定に伴う差額の支給の スケジュールについて、具体的に聞かせていただきたい。

(当局)

差額の支給については、補正予算と関連する条例を2月定例会に提案 する予定としており、議決後、速やかに対応することとしているが、議 会日程や事務処理等に要する期間もあることから、例月の給与支給日の 支給は難しく3月の最終週になると考えている。

交涉要旨

(組合)

具体的には、議会の状況もあると思うので、日程がわかり次第、改め て教えていただきたい。

2点目は、給与改定に伴う差額の算定方法について、どの期間が対象 となるのか。

(当局)

このたびの給料表の改定は、昨年の4月に遡及して実施するものであ り、改正後の給与と支給済の給与の差額を支給することになる。また、 差額の支給時期が3月の例月給与の支給日後となることから、3月の例 月給与も対象となる。

(組合)

病気療養休暇に係わる見直しの提案について、職場段階でも議論させ

てもらったが、具体的にイメージするのが難しく、議論しにくかった部分もあり、大幅に制度を変えていくものであることから、検証が必要であると考えるが、今後の労使協議についてどのように考えているのか。

(当局)

今回の病気療養休暇制度の見直しについては、休暇期間の通算制度の 導入と取得単位の見直しにより、職員の労務管理を適切に行い、公務の 適正かつ能率的な運用を図ろうとするものだが、今後、通算の対象となった職員数や休職の発令の時期が早まった職員数などの実績を把握し、 制度の運用状況や実効性についての検証を行う必要があると考えており、その結果を踏まえ、必要に応じ皆さんと協議をさせていただきたい。

(組合)

旅費の見直しについては、実態に合ったものであると受け止めているが、運用段階での職場の状況等、細かい部分について相談させていただきたい。一通り状況を聞かせていただいたので、今日、明日には各単組で最終的な確認をしたうえで、回答させていただきたい。

病気療養休暇については、イメージがわかないということで、議論が しづらかったという部分もあるが、不安に思っている方も多くいたこと も事実である。例外規定も設ける話もいただいたが、その中でも判断し づらい病気なども出てくることもあり得ると思うことから、その取扱い については協議をしていただきたい。

また,要望になるが,人事評価制度についての検証など,来月以降, 春闘の要求書も提出するので,課題について議論させていただきたい。

(当局)

本日の交渉を踏まえ, 速やかな回答をお願いしたい。

交渉結果	(交渉終了)
備考	その後、妥結案どおりの合意あり(1月28日付 正式合意)。

(総務部行政改革課 平成28年2月1日現在)

人事・給与制度等の見直しについて

1 給与制度の見直し

提案内容	実施予定時期
(1) 平成27年人事院勧告に基づく給与改定	
・ 給料表の改定	平成27年 4月1日
平均0.4%の引上げ	
・ 期末勤勉手当の支給割合引上げ	平成27年12月1日
年4.1月分から年4.2月分(再任用職員については、	
年2. 15月分から年2. 2月分)に引上げ、勤勉手当に配分	

2 人事制度の見直し

提案内容	実施予定時期
(1) 病気療養休暇の通算制度導入および取得単位の見直し ・ 当該年度内の病気療養休暇の期間を通算(上限90日)する 制度を導入 ・ 1日以外の取得単位を新たに設定	〉 子成28年 4月1日
(2) 病気休職の通算制度導入 病気休職からの復職の日から1年以内の同一の傷病による休 職の期間を通算(上限3年)する制度を導入	

3 旅費の見直し

提案内容	実施予定時期
(1) 宿泊料等にかかる級地区分の見直し 宿泊料等にかかる甲地の範囲を東京都および全ての指定都市 に改正	〉 〉平成28年 4月1日
(2) 職務による旅費等級の見直し 一般職の職員について、職務の級による旅費等級の区分を廃 止し、現3等級に一元化	